

宇佐宮領の成立過程と展開(二)

— 附豊後舟生津留島 —

橋本操 六

はじめに

標記(一)については、平成十一年八月刊行の『大分県地方史』第一七四号で解明を試みたが、本稿では天平勝宝七年(七五五)三月二十八日朝廷に返納された封戸一四〇〇戸と位田一四〇町(『統日本紀』「類聚国史」)について、その行方に焦点を当ててみたい。

『八幡宇佐宮御託宣集』第七卷小倉山社部下(以下〇〇部とする)は、「宜奉返八百余戸於朝廷志造宮造寺乃料奈利者」とみえるように『統日本紀』等と戸数は合致しないし、位田については全く触れていない。

また「小倉山社部下」が引用している「類聚国史」には造宮造寺の文言はみえない。ところが、『新抄格勅符抄』第一卷「神事諸家封戸」大同元年牒神封部の大宰神封に、

八幡神 一千六百六十戸 可定千四百卅戸

田百四十六町九段二百四十四歩 神田六町九段二百四十四歩
位田百四十町

一品八幡大神 封八百戸 先奉四百廿戸
今加三百八十戸 位田八十町 先奉五十町
今加卅町

二品比咩神 六百戸 位田六十町

を示したあと、大宰府に対する太政官符を次のように示す。

一 応納府庫八幡大菩薩封一千四百戸位田百四十町事

と封戸・位田の返納の託宣を示したあと、「其封戸調庸及位田、暫充造神宮寺料者」と命じた。さらに続いて「自今以後宜納府庫」と太政官符の趣旨を示している。

さて、この「造神宮寺料」に注目し論を展開した中山重記氏は、このことは八幡大神の神宮寺弥勒寺の造営料であると定義した(『大分県地方史』九三号)。

氏の論は、延暦十七年(七九八)十二月廿一日付け前出大宰府あて太政官府、それに続いて示される同十八年十一月五日付け大宰府あて太政官符ならびに「類聚三代格」大同三年(八〇八)七月十六日付け太政官符の三点の史料の比較検討に始まる。続いて中野幡能氏の論説(『大分の歴史』(2))に疑問を呈するものの、八幡大神の封戸と位田のみが「造神宮寺料」であるとすると説には賛成の立場に立つ。つまり、「吾は矯つて神の命を託することを願わず、一千四百戸を請取りていたずらに用うる所なし、山野に捨つるがごとし、よろしく八百戸を朝廷に返し奉るべし、造宮・造寺の料なり」とする託宣の主旨と同じである(小倉山社部下)。

次に、弥勒寺の造営が終わると、造神宮寺料となった封戸と位田が八幡大神に再寄進されたとする中野説(同前)に真つ向から反対し、造神宮寺料は後の弥勒寺領の中心をなすと主張する。

以上に示した中山説・中野説に対する私見は後に述べることにし、まず弥勒寺とはどういう性格の寺院なのか、いつ出現したのかを概観してみたい。

一 弥勒寺の出現

弥勒寺出現の経緯を『託宣集』によってみると、「小倉山社部上」に聖武天皇の神亀二年(七二五)正月二十七日に「未来悪

世の衆生を導かんがために、薬師・弥勒の二仏を八幡大菩薩の本尊となす」と託宣したことに始まっている。つまり本地垂迹説の提唱である。

この託宣は奏聞され、勅定により寺が建立され、仏像が安置された。弥勒の禅院と呼ばれ、大願王は八幡大菩薩。菱形宮の東方日足林に造立され、凡鐘一口が铸造され、堂が造られ本尊が安置された。最初の別当は法蓮和尚という。また、本地薬師については菱形宮の辰巳の方角にあたる南無江の林に勝恩寺が大神比叡によって造立されたという。

十二年後の聖武天皇十四年の天平九年(七七七)四月七日、大菩薩は弥勒慈尊を崇めたいので伽藍を遷し立てて慈尊を奉安し、一夏九旬の間、毎日礼拝したいとの託宣を發した。この託宣は奉聞され、天平十年(七三八)五月十五日弥勒禅院の日足林からの移築が始まった。これが今の弥勒寺であるという。

さらに、天平十二年(七四〇)の藤原広嗣の乱に関係した「依大軍事、馳遣 勅使、奉御封廿戸初度、兼御神宝及造寺度僧也」へと続く、

弥勒寺の字はみえないが、その可能性を示す正史の初見は、『続日本紀』天平十三年(七四一)閏三月二十四日条で、藤原広嗣の乱に関係して、「奉八幡宮秘錦冠一頭、金字最勝王經、法華經各一部、度者十人、封戸馬五疋、又令造三重塔一区、賽宿禱也」との朝廷感謝の意を表している。

この内容は、「類聚国史第五云」として託宣集にもみえるが、「又令造三重塔一区」を「又金造三重塔一区」と誤っている。両者とも施入の理由は広嗣の乱に対する祈禱に報ゆるためとする。

以上のように弥勒寺と決定する確証はないが、内容が極めて仏教的であることから弥勒寺の正史登場とみて差支えあるまい。特に、三重塔建立について永弘文書「宇佐宮年中行事案」に、天平十五年(七四三)東三重塔建立の託宣があり、西三重塔も同時に建立とみえ、到津文書「宇佐宮年代記」には天平十五年「弥勒寺造」とみえる。

以上、弥勒寺出現に到る経過を概観してみたが、託宣集という史料、あるいは後世の記録という制約から、その出現の事実

についての確証はないものの、少なくとも弥勒寺出現は宇佐宮封戸一四〇〇戸、位田一四〇町の施入前であったことは了解できるところではなからうか。

二 弥勒寺度僧と修正会

天平十八年(七四六)、聖武天皇の病氣平癒の祈禱に験があったとして、八幡大神を三位に叙し、封四百戸、度僧五十口、水田二〇町が施入された(東大寺要録・石清水文書・小倉山社部上)。

二年後の天平二十年(七四八)九月一日、大菩薩は現在では日域鎮守の大神、百王守護の誓神で、かつて隼人平定に尽力した。以後隼人等の生類を救済するには三帰五戒(仏・法・僧の三宝に帰依することと、殺生・偷盜・邪淫・妄語・飲酒の五つの戒め)の志を持つと思う。よって毎年に一人の度者を儲けて「年分」と号して吾神の名を授けて祠候せしめ、氏人等に法花最勝を習わせ三帰五戒を持たせ、毎月六斎日の辰の時に三帰五戒を伝授しよう。帰依三宝持戒の力によって将来の邪神を滅ぼし天帝を守護し奉らんと託宣した(到津文書・小倉山社部上)。

翌天平感宝元年(七四九)六月二十三日、太政大臣沙勝満(聖武天皇は、諸仏擁護等の祈願のため「豊前国弥勒寺学分」として綿耆万屯、稲耆万束、壘田地百町余を諸仏擁護等のため施入した(正倉院文書)。このことについて述べる益永文書及び小倉山社部上は、稲は一拾万束としてゐる。また、壘田地百町余について「元暦文治記」では、「豊後国北浦部十八ヶ所、此内竈門庄百町者」と示し、最初の弥勒寺への施入であり、他に異なる寺領であり、この外に豊前・筑後・肥前・肥後・薩摩・日向等国々に散在しているという。

さらに、同年六月二十六日の太政官符では六月二十二日の勅命で八幡神戸人のうちから毎年一人を得度させ弥勒寺に入れよとみえる(類聚三代格)が、小倉山社部上では、勅命は二十三日とし、発給は六月二十三日となっているし、いま一点の太政官符は天平感宝元年七月六日の符、六月二十三日の符に偶うと前置して、今日二十三日の勅を承って毎年一人の度者を弥勒寺に

入れよという。発給は七月二十三日である。この度者一人の弥勒寺入寺は、帝王編年記・永弘文書(宇佐宮年中行事案)・到津文書(宇佐宮年代記)にもみえる。

孝謙天皇七年の天平勝宝元年(七四九)十一月八日、大菩薩が十二月晦日夜に寺に移り三か夜のあいだ修正し天朝を祈ると託宣したことにより、翌年修正会の初めての三夜が執行された。その内容は、大菩薩は金堂を飛びまわり、金闕万歳を祈り、宝壇で御願を勤め、天子の位の永からんことを願う宝祚億載を護り奉ることなどが衆僧によつて執行されるという(小倉山社部上)。

修正会について『国史大辞典』は、正月に祈修する法会を意味し、略して修正月・修正ともいう。例年、歳始の行事として、天下泰平・五穀豊穰・万民快樂などを祈願する法会で天平宝字三年(七五九)以前より宮大寺などで行われていた吉祥天女像を本尊とする七カ日夜にわたる悔過会であるとし、神護景雲元年(七六七)正月に至り広く諸国の国分寺でも行われるようになったと説明している。

果たして弥勒寺で天平勝宝元年(七四九)に修正会が執行されたという傍証史料に欠けるが、宇佐宮年中行事案(永弘文書)には、「一正月御修正天平勝宝元年正月三日始行之」とみえる。いづれにしても、修正会等の中心となつたのは度僧であつたと考えられる。

三一 造宮造等料

東大寺大仏建立に神助を与えた八幡大神は朝廷の崇敬を受けるようになり、天平勝宝元年(七四九)十一月十七日には八幡大神の祇宜外従五位下大神杜女、主神司従八位下大神田麻呂の二人に大神朝臣の姓を賜つた(『続日本紀』)。二日後の十九日、八幡大神は京に向かうと託宣した。朝廷は参議石川年足、侍従藤原魚名を迎神使とした(『続日本紀』扶桑略記抄・公卿補任・東大寺要録・宮寺縁事抄)。十二月十八日、八幡大神は入京し宮南梨子原に新殿を造つて神宮とした(『続日本紀』・類聚国

史等)。

二十七日、祢宜尼大神杜女は東大寺に参拝するが、そこで大神に一品、比咩神に二品を奉った(同前)。小倉山社部下は「旧記云」として、天平勝宝元年十二月二十八日東大寺供養があり、この日大神一品・比咩御神二品に叙し、祢宜杜女を従四位下に叙し、食封四十戸と位田百三十町を賜わり、祝神主をもつて官司となすという勅定があつたという。この年に宇佐宮最大神事「行幸会」が始つたという(永弘文書)が疑問がある(後述)。

翌天平勝宝二年(七五〇)二月二十九日、天朝は八幡大神に封八百戸前四百廿七戸、今加三百八十戸と位田八十町前五十町、今加卅町を、二品比売神に封六百戸と位田六十町を施入した(『続日本紀等』)。ところが、天平勝宝六年(七五四)十一月廿四日には、薬師寺僧行信と八幡神宮主神大神朝臣多麻呂等が同意厭魅したとして遠流された。翌七年(七五五)三月二十八日、八幡大神は「神吾不願矯託神命請取」つたと託宣して、封一千四百戸と田一百四十町を朝廷に返し、常の神田だけを留めるに至つた(同前)。

一方、小倉山社部下では、朝廷への返納は八百余戸で、それは造宮造寺料にあてられたという。また、類聚国史第五には、大御神分封八百十戸と田八十町はこれを辞し、比咩神分封六百戸・田六十町は二季祭料に留めたとみえると小倉山社部下には述べるが、類聚国史には「其封戸位田并雜物一事已上命大宰檢知焉」と述べるだけで、具体的記述はない。

小倉山社部下の内容は、神領大鏡にも採用され、「但封千四百十戸内八百十戸辭給、已大神分六百戸二季祭料留、已比咩神分□」とみえ、『続日本紀』と合致しない。

さらに、天平勝宝七年(七五五)二月十五日の託宣、寛平元年(八八九)十二月の官符によると、諸国には租田・地子田の二種があり、朝廷はその田と民の中から我に千四百余戸の封を給わつた。その外、上下の浪人や土人等は治田を貯え、また開墾も進んで自然に数百町の田畠が完成したが、所用は少なく所納は多い。したがって官物を消費しないために八百戸を返納し、残る六百戸と国々に散在する治田・開田等は大宰府の檢知下におくという。官符は返納された八百戸は「即苑造宮造寺料」とし、残りは六百戸であるが、それを国司が押領すれば限りある神事は直ちに行き詰まると結んでいる。

『新抄格勅符抄』第十卷所収の延暦十八年(七九九)十一月五日付け大宰府あて太政官符には、八幡大菩薩宮并比咩神封一千四百一十戸については、去年十二月二十一日の官符で千四百戸を府庫に納めよとあり、千四百十戸内の比咩神封六百一十戸は大菩薩の封と共に府庫に納めた。これにより春秋祭料に利用するものがなくなつたと言上した。この申し分に対しての勅命は、「よろしく府官は檢校し祭料を割りあてよ、残る雜物は神宮に納めよとあるので、出納は府官と宮司が共同して行へ」というものであつた。

小倉山社部下や神領大鏡で二季祭料として朝廷に返納せず留めたという比咩神封六百戸は、天平神護二年(七六六)四月十二日再び比咩神に施入された。理由は「以神願也」とするだけである(『続日本紀』等)。同年十月二日大神田麻呂、同杜女が赦されて帰国する。田麻呂は外従五位下に叙され、豊後員外掾に任じられた(『続日本紀』。小倉山社部下)。

以上を要約すると、天平勝宝二年(七五〇)一四〇〇戸施入、五年後の天平勝宝七年(七五五)一四〇〇戸返納、天平神護二年(七六六)六百戸を比咩神に施入ということになる(『続日本紀』)が、小倉山社部下は当初から六百戸は返納しなかつたという立場から、天平神護二年の六百戸施入を無視するのである。

四 造神宮寺料

「造神宮寺料」がみえる史料は、『新抄格勅符抄』第十卷で次のようになつてゐる。

一 一応納府庫八幡大菩薩封一千四百戸位田百四十町事

右檢案内、去天平勝宝七歳三月廿八日下符偶、得府解偶、豊前国司解偶、宇佐郡司解偶、部下百姓津守比刀申云、八幡大神託已宣、吾不領物^平神乃受^氏無所用、徒如捨於山野、封戸朝廷返奉、神波常所給神田^美之乃被給^牟者、府遣使覆勘每事得実、仍具状申送者、官判随神教命、其封戸調庸及位田、暫充造神宮寺料者、自今以後宜納府庫、

延暦十七年十二月廿一日

中山氏は、この史料をもとに大神分封戸八〇〇戸と位田八〇町が「暫充造神宮寺料」として処理されたと解釈するのである。延暦十七年十二月二十一日時点での太政官符の主旨は、「自今以後宜納府庫」の八字分で、それ以前の内容は託宣の要旨と太政官符・府解・豊前国司解・宇佐郡司解の主旨で構成されている。したがって「暫充造神宮寺料」は返納された天平勝宝七年（七五五）から、延暦十七年（七九八）を過ぎる四十数年間の「暫」の間ということになり、弥勒寺領へと変貌していったということにはならない。

これ以外の神宮寺は、『続日本紀』神護景雲元年（七六七）九月十八日条に、「八幡比売神宮寺」が創立され、それに要した経費は「神寺封戸」をもってあて、四年間で完成したとある。このように「比咩神宮寺」の存在は確実であるが、「弥勒神宮寺」という語は全く確認できない。

神宮寺の説明を『国司大辞典』によつてみると、初見は『続日本紀』文武天皇二年（六九八）十二月条で、多気大神宮寺を度会郡に遷したとあるもので、続いて越前国気比神宮寺、若狭彦神社神官の祖和朝臣赤麻呂が建立したものをあげ、八世紀初頭から出現したものと推定している。また、豊前国では宇佐八幡宮の周辺に六世紀末から七世紀初め、法鏡寺・虚空蔵寺など数か寺建立され、やがて弥勒寺へと統合され、天平十三年（七四一）ごろには朝廷から国分寺として、また八幡神の神宮寺として認められるようになったとする。

この豊前国の内容は、中野幡能著『八幡信仰史の研究（増補版）』によるものと考えられるが、法鏡寺等が統合されて弥勒寺となったことと、日足林に建立され後に神宮境内に移遷された弥勒禅院とがどのようにかわるのか明確でない。また、国分寺建立の詔が発せられた天平十三年ごろ、早くも国分寺が地方に存在し得たか、なぜ八幡神の神宮寺として認められるようになったか説得力に欠ける。

日本国御遊化部によると、天平神護年中（七六五―七六六）小倉山の辰巳の方向にある馬城峯の麓に、霊瀧（不思議な谷川）があり、そこは中津尾と呼ばれ、宇佐池守によつて天平神護年中中津尾霊窟内に伽藍が建立された。これが観音寺というところである。

宮成文書年月日未詳の「宇佐宮中津尾寺座主神栄申状」によると、当寺は天平神護年中大菩薩の託宣により宇佐公池守が創立したといい、中津尾寺日足在家荒野を散在と号し得富名内と主張する熊井信直の奸訴を停止して寺領を全うしたいという。先に出た比咩神宮寺は神護景雲元年(七六七)の四年前、すなわち天平宝字七年(七六三)に造営が開始されたことになり、時代的にも比咩神宮寺にふさわしいと思われる。

五 弥勒寺領

弥勒寺領の初見は益永文書と小倉山社部上にみえる弥勒学分「墾田百町」であり、元暦文治記にみえる南北浦部十八ヶ所とそれに含まれる竈門庄百町及び豊前・筑後・肥前・肥後・薩摩・日向に散在するものということについては前にも述べた。竈門庄百町は聖武天皇の天平勝宝元年(七四九)六月二十三日付け宸筆起請文によって最初に寄進されたもので、他に異なる寺領であると強調する。

このことについては「宇佐宮并弥勒寺由緒記写」(到津文書)は、南北浦部十八ヶ所云々と弥勒寺領の概要を述べたあと、回祿のとき金堂・同本尊并東西回廊・鐘樓・経藏・伽藍堂・四王堂・御願新三昧堂・西常行堂・喜多院内法華堂・常行堂・岩屋堂寺等全てが灰燼に帰した。此外堂塔は転倒してしまつたと述べる。

この火災を確定するには困難を伴うが、弥勒寺の規模の一端をうかがい知ることができると述べる。

さて、南北浦部十八ヶ所は、文治二年(一一八六)四月十三日付け後白河院庁下文案(益永家記録)によると、「豊後国浦部拾伍箇庄」とし、八坂庄・大神庄・日出庄・由布庄・伊美庄・岐部庄・白野庄・香々地庄・竹田津庄・真玉庄・姫嶋・都甲庄・草地庄・山香庄・藤尾寺をあげている。この十五箇所は豊後国司に押領されていたもので、この下文で弥勒寺に返付されることになる。このほか、竈門庄ほか二件が加わると考えられる。

以下、弥勒寺領の状況をまとめると次の表のようになる。

弥勒寺領一覽

年 月 日	史 料 名	所 領 名
天平感宝元・六・廿三 元曆	聖武天皇施入勸願文 元曆文治記	弥勒寺学分墾田百町 南北浦部十八ヶ所(此の内竈門庄百町)
未詳	宇佐宮 ^并 弥勒寺由緒記写 後白河院庁下文案	右同 豊後国浦部拾伍箇庄 八坂庄 大神庄 日出庄 由布庄(院) 伊美庄 岐部庄 白野庄 香々地庄 竹田津庄 真玉庄 姫嶋 都甲庄 草地庄 山香庄 藤尾寺
文治二・四・十三	豊後国図田帳断簡	(姫島はもとより寺領にあらず) 八坂下庄 伊美庄 草地庄 山香庄 大神庄 豊前国津布佐庄 向野庄 山下保 永用保
建久八	弥勒寺喜多院所領注進状	伊美郷 都甲郷 香々地郷 真玉 草地庄 竹田津浦 白野 岐部 姫嶋浦 竈門庄 八坂庄 山香郷
承久二・十二・日	豊後国太田文案 豊後国図田帳案	(所屬不明示分) 大神庄 日出庄 由布院 豊前
弘安八・九・晦	喜多院所領注進	広山庄 永用名 日足堺地 向野堺地 山下別符 麻生名田并石丸 津布佐庄 豊後
未詳	善法寺尚清処分帳	竈門庄 八坂庄 日出庄 真玉庄 伊美庄 ^并 岐部浦 大神庄 ^并 乃木井 都甲庄 姫嶋島 香地庄 草地庄 榎隈別符島 白野行久(片久)波祢 竹田津庄 妙覚堂 法満寺 永興妙法寺 藤尾寺 由原宮 向野 山下 下毛 池尻金国 菊丸丁々 入学寺 養父 成道寺 河合藤丸 千栗 日置 白野 竹田津 岐部 由布 姫嶋 大野井 山香 天丘山 山田 西宝塔 田津布佐
永仁五・六・日		

この所領中で宇佐宮との関係分として注目したいのは姫嶋である。建久八年(一一九七)には「姫嶋浦三丁 預所地頭 件浦
者海中之嶋也、本自非寺領、為海人等之栖細庭許也」云々と、弥勒寺領ではないとする。それを裏付けるように安元二年(一
一七六)二月日付け八幡宇佐宮符二点がみえる(『豊後国荘園公領史料集成』)。

一点は、宇佐宮に「御簾竹」二一〇束を進上せよというもので、いま一点は六か年に一度の御行幸会に綾御船を出す雑事と
して姫嶋御簾預ならびに住人に発したものである。内容は預所には葛十束、阿和佐三斗を、住人には葛二十束、塩三斗三升を
進上せよというものである。

また、元暦二年(一一八五)三月日付け女祢宜大神安子・祝大神宮保連署解状案には、「一祝所帯分」として「大菩薩御宝殿
御簾姫嶋一敷畠并在家等」とみえる(同前)ように、宇佐宮の管理下にあつたと考えられる。ところが、応長元年(一一三二)十
二月十五日付け善法寺尚清処分状写には、別相伝領として一九か所があげられ、その中の豊前国弘山庄・豊後国臼野庄・同国
姫嶋・杵岐管城庄の四ヶ所は弥勒寺領とはいふものの別納の地として権別当康清に譲与するという。

宇佐宮根本神領「三国七郡御封」と前に掲げた弥勒寺領と重複する郷庄は見当らないが、天禄三年(九七二)三月十九日朝廷
施入の封三百三十戸の内、封戸郷河上の向野庄が四王堂に寄進されているし、同年向野郷河上の日足庄も同じく寄進されてい
る(小倉山社部下)。

この向野庄や向野郷河上の日足庄と、根本神領向野郷との関係を示す史料はないが、いずれも天禄三年前に新しく封戸郷・
向野郷内に立券されたもので、根本神領と重複するものではないと考えられる。

なお、四王堂とは天長九年(八三二)五月一日付け太政官符を受けて、大宮司大神朝臣宮次・祝辛嶋勝家主・弥勒寺講師光恵
等が四天王及び四大菩薩像を造立し妙法堂に安置したが、これが現在のは四王堂と呼ばれるという(小倉山社部下)。

六 大菩薩遊行と造宮造寺

天平勝宝七年(七五五)、厭魅事件に端を発し、封戸全てを朝廷に返納した大菩薩は、「神吾れ今よりは帰えらず、大虚より大海を渡り伊与国宇和嶺に移り坐す」と四国に動座した。以後託宣は宇和嶺から発せられた。途中大菩薩は、天平宝字七年(七六三)「別の堂に觀世音菩薩像一駄、四天王像四駄、四大菩薩像を造り、異国降伏に役立てたい」と託宣した。祢宜辛嶋与曾女と祝龍麻呂は神託に従い金堂東方の私物をもって宝龜三年(七七二)十二月中旬から工事にかかった。本堂・礼堂は翌年三月十四日には完成している。このことの奏聞により朝廷は綿三百三十斤、御封三十戸を施入している。同時に千手觀世音は完成したが、四天王像等は未完であったという。

天長元年(八二四)の託宣により大神朝臣蘊麻呂らは若宮神を勧請し、仁寿二年(八五二)には若宮殿を造立している。更に天祿三年(九七二)には前述した朝廷施入の三百三十戸のうちの向野庄・日足庄が四王堂に寄進されたのである。

宇和嶋の峯に動座した大菩薩は、天平神護元年(七六五)三月二十二日、現在大菩薩の鎮座する宮はけがれており安住の所ではない。出来れば清浄の地に移って朝廷を守護したいと託宣した。朝廷は三日後の三月二十五日付け大宰府解を受けて、神宮の地を造成させた。その費用は「封戸物を用いよ」という。

天平神護元年(七六五)閏十月八日の託宣によると、大菩薩がかつて宇和嶺から往来したときの状景が述べられている。それは、宇和↓豊後国安岐郷奈多浜↓直入郡↓豊後・日向・肥後↓田布江↓鷹居↓郡瀬↓大祢河↓酒井↓乙咩浜↓馬木嶺↓安心院↓小山田↓菱形辺へと移動した。これらは自分で選んだ勝地であるという。

そして、宇佐郡内に近い所には四年に一度訪問したい。その他は遠くて煩わしいので、その地には神人を住わせ公役を負担させよと託宣した。

神服・神宝等は六年ごとに朝廷が貢進し、卯酉の年の七月初午の日に菱形宮から薦御池に行つて薦を刈り本宮の下宮に帰つ

て御穢いのあと鶴羽屋で御験に作られる。前回作られた古い御験は下宮に移され、下宮の前々回の御験は奈多宮へと遷座する。以上が行幸会の概略であるが、当然それぞれには社が造営されていたはずである。

天平神護二年(七六六)十月二日、大宮司大神多麻呂と女祢宜杜女は遠流を赦され、再び大神姓を給り、多麻呂は豊後員外掾に任じられたことは前にも述べた。同年十一月八日大宰大貳が勅使として参宮したとき、杜女はまたしても偽りの託宣を発した。後日、七歳の童子の姿を借りて、今後は託宣を用うべからず、杜女の偽りにより十五年間は小倉山に鎮座せず、大尾山に遷座すると託宣した(以上小倉山社部下)。

大尾山移遷の託宣で、天平神護二年冬から翌神護景雲元年(七六七)の二年間に、字佐公池守指揮のもと押領使によって小椋山の東の大尾山頂が開発された。同年神祿の鎮座が終わった(大尾社部上)。

以上、大菩薩の宇和嶋逃避から大尾山移遷までの経過を述べた。年代は天平勝宝七年から神護景雲元年までの十四年間である。この間に四王堂・仏像・巡幸先神社・大尾山と新たに造営されていた。その経費は「封戸物」を用いた造宮造寺料であった。

最後に「八幡宇佐宮御神領大鏡」にみえる「封千四百十戸内八百十戸并給已大神分六百戸二季祭料留已比咩神分□」について検討してみたい。施入当時の表現は『続日本紀』「類聚国史」『新抄格勅符抄』は、「八幡大神封八百戸前四百廿戸今前五十町、位田八十町今加卅町、比壳神封六百戸・位田六十町」となっている。これら封戸の調庸位田は暫充「造神宮寺料者」にあてられたが、延暦十七年十二月二十一日の大宰府あて太政官符で、「自今以後宜納府庫」と命じられた(『新抄格勅符抄』)。

さて、神領大鏡は内容から建久年間(一一九〇—一九八)以後の成立であることから、一旦朝廷に返納された封一四〇〇戸は、まず造宮造寺料にあてられ、延暦十七年以後は大宰府の管理する府庫に納められ、出納は「府官宮司相共」になされた。

このような状況が何時まで続いたかは明確ではないが、神領大鏡成立の鎌倉初期は封戸全てが再施入されたため、八百十戸は「己大神分」六〇〇戸は「己比咩神分□」と表現したものと思われる。

したがって、中山氏の造神宮寺料を造弥勒寺料と限定する説は、弥勒寺領の分布状況と合せ考えても否定されよう。また中山氏が批判する中野氏の再施入八百戸の本御庄十八箇所移行説については論評する積りはないが、少なくとも鎌倉初期以前には大神分・比咩神分一四〇〇戸は再施入されたと考えるべきであろう。

附 豊後舟生津留畠

一 問題点の所在

豊後国内に所在する宇佐宮領常見名田「舟生津留畠廿町」の所在地は、吉田東伍氏の「豊饒(大分市)説」(『大日本地名辞書』)以来、中野幡能氏の「深田説(臼杵市)」(『八幡信仰史の研究』)、富来隆氏の「豊饒説」(『大分県地方史』八四号)、渡辺澄澄夫氏の「岡説(大分市)」(『大分県地方史』二四二号)などが提唱されている。なお、中野氏の深田説は、後に豊饒説に改められた。

渡辺氏の「松岡説」は西別府元日氏が古代官道「丹生駅」の比定にあたり、踏査の際確認した松岡地区の地名、「丹生・丹生前・永倉や通称馬場・舟生津留等」や、方二町に近い広さをもつ舌状の微高地という立地条件等の成果『大分県地方史』二二六号・『大分市史』上の上)に立って、承久の乱の恩賞として当該地区に隣接する毛井社地頭職を得て入部した平林氏とを関連づけて、当該地区が常見名田舟生津留畠に間違いないとする。つまり、舟生津留は舟生津留の誤字であると断定し、「豊饒」説は単なる音の近似による着想で、豊饒が「津留」と称せられた事実の検証されない以上、論外とすべきであると、批判する。

この渡辺説に対し、富来氏は、「大鏡」に「丹生」とあるのを「舟生」と直したのではなく、「舟生」とあるのを「舟生」と読んでの解釈であると、まず反論する。さらに、勾別符・舟生津留・勝津留の記載順に従えば、豊後の国府を南・西・東の順にとり巻いた地名であり、いずれも大分川岸に位置するとし、渡辺説だと、大分川岸から大野川岸に飛び、再び大分川岸の対岸にまい戻り、不自然にすぎるとはならないかという。最後に、大野川岸の「丹生・鶴田」が丹生駅ではないかとする説は尊重するが、なぜ「舟生津留」は「丹生津留」の誤りで、それが丹生駅と結びつくのか理由を教示してほしいという(『別府史談』

第五号、「言葉と地名」―鶴見・石垣原をめぐって―。

筆者もかつて「舟生津留」を「丹生津留」の誤写として、海部郡丹生川上流(大分市)と考えたことがある。その後、渡辺澄夫氏が「大鏡」の記載順に従えば、勾別府・舟生津留・勝津留は大分郡でなければならぬと提唱された。

さらに、永徳三年(一二八三)七月十八日付け「大友親世当知行所領所職注進状案」に、「同国丹生津留村」がみえることが、「舟生」は「丹生」の誤写説の裏付けになっていることも否定できない。

以上、常見名田「舟生津留」の所在を「大分郡」内とすることに両説とも共通するが、「豊饒」説は「ヨミ」に依拠し、「松岡」説は現在に伝わる地名や立地条件に依拠する違いがある。

確かに「豊饒」説は渡辺氏の指摘する「音の近似」以上の積極的裏付けはないが、「松岡」説も「最初に丹生津留ありき」と批判されても仕方がない面もみえる。「松岡」説にみえる地名は、「丹生駅」比定の決定的条件になり得ても、「宇佐宮が駅家の所在地に荘園を設置していた可能性」を提唱する中野氏の説と整合させるには、「舟生津留」の場合はおお検討の余地が感じられる。

二 記載順の手がかり

神領の所在地や成立過程あるいは内容等を知る基本史料に、「宇佐宮神領大鏡」があることは周知のとおりであるが、所在地比定にはかなりの困難を伴うし、推論の域を出ない場合も極めて多い。更に限定された小範囲の常見名田の場合は特に困難を極める。

したがって、「大鏡」に記載されている神領は、その記載順に何らかのルールがあるのか、もしあるとすれば、それはどのような規準によるものかを見極め、所在地比定に利用したいと考え検討を試みるものである。

検討の規準として「延喜民部式」にみえる郡の建制順を示せば次のとおりである。

一 筑前国

- ① 怡土、② 志麻、③ 早良、④ 那珂、⑤ 席田、⑥ 糟屋、⑦ 宗像、⑧ 遠賀、⑨ 鞍手、⑩ 嘉麻、⑪ 穗浪、⑫ 夜須、⑬ 下座、⑭ 上座、⑮ 御笠

二 筑後国

- ① 御原、② 生葉、③ 竹野、④ 山本、⑤ 御井、⑥ 三潁、⑦ 上妻、⑧ 下妻、⑨ 山門、⑩ 三毛

三 豊前国

- ① 田河、② 企救、③ 京都、④ 仲津、⑤ 築城、⑥ 上毛、⑦ 下毛、⑧ 宇佐

四 豊後国

- ① 日田、② 玖珠、③ 直入、④ 大野、⑤ 海部、⑥ 大分、⑦ 速見、⑧ 国東

五 肥前国

- ① 基肄、② 養父、③ 三根、④ 神崎、⑤ 佐嘉、⑥ 小城、⑦ 松浦、⑧ 杵嶋、⑨ 藤津、⑩ 彼杵、⑪ 高来

六 肥後国

- ① 玉名、② 菊池、③ 阿蘇、④ 合志、⑤ 山本、⑥ 飽田、⑦ 託麻、⑧ 益城、⑨ 宇土、⑩ 八代、⑪ 天草、⑫ 葦北、⑬ 球磨、⑭ 山鹿
但し、和名抄は山鹿を二番目にあげる。

七 日向国

- ① 白杵、② 兒湯、③ 那珂、④ 宮崎、⑤ 諸縣

郡の建制順をみると、筑前国の場合は肥前国との境に立地し、玄海灘に接する怡土郡を起点として、国府及び太宰府の所在する御笠郡をもって終る。概観的には、怡土郡から沿岸の志麻郡へ北上し、一旦内陸部に入ったあと、再び海岸沿いに遠賀郡

まで北上する。ここから内陸部を南下するが、最後は肥前・筑後境の中央部に立地する御笠郡で終る。

朝廷との関係からすれば、本州に最も近い遠賀郡か、あるいは九州の統治機関である大宰府の所在地御笠郡を基点とするのが妥当であると考えるが、筑前国の郡の建制順の理由は判然としない。

筑前国に接する筑後・豊前・豊後・肥前四か国の起点は、大宰府に最も近い郡を起点に順を追って遠方に至るルールが見出せる。すなわち、筑後国は御原郡→三毛郡、豊前国は田河郡→宇佐郡、豊後国は日田郡→国東郡、肥前国は基肄郡→高来郡の順序である。

筑前国と境を接しない肥後国の場合も、筑後国の最終の郡三毛郡に境を接する玉名郡を起点に、日向国境の球磨郡をもって終り、日向国の場合も豊後国境の臼杵郡を起点に沿岸部を南下し、内陸部の諸縣郡をもって終るといふ、一定のルールが見出せる。

三 御封田・十箇郷・本御荘

(一) 御封田

神領の基本となった「御封田」は、三国七郡の御封と呼ばれるように、豊前・豊後・日向三か国内の七郡に散在する。

当然、八幡宮の膝下豊前国から書き始められ、豊後・日向と書き進められる。豊前国四一〇烟は、上毛郡・下毛郡・宇佐郡の順に示され、豊後国一一五烟も大野郡・国東郡と、「延喜民部式」の建制順に示されている。しかし、日向国は兒湯郡・臼杵郡と建制順になっていない。

次に、郡を構成する郷の記載順をみると、下毛郡の場合は大家郷・野仲郷とあり、宇佐郡の場合は封戸郷・向野郷・高家郷・辛島郷と、「和名抄」に示されている建制順となっている。ただ、「和名抄」には辛島郷に含まれるとされる葛原郷が三番目に独立した郷としてみえるなど、「大鏡」との時間差をみせる。

国東郡の説明にみえる郷は、安岐・武蔵・来縄郷の順に示されている。この順は、「和名抄」にみえる武蔵・来縄・国東・田染・阿岐・津守・伊美の順とは全く異なる。津守郷は大分郡の郷の混入であるから当然除外するにしても、「和名抄」郷の順序は何に依拠したものか判断できない。日田郡を起点に国東郡で終る郡の建制順の方向性に従えば、当然速見郡に接する阿岐郷を起点に、宇佐郡に接する来縄郷で終る順序になるのが妥当と考えられる。すなわち、安岐・武蔵・国東・伊美・田染・来縄のような順序が当初の姿ではなかったかと考えられる。

以上、御封田にかかわる国・郡・郷の記載順は、日向国の郡を除いて「延喜民部式」「和名抄」のルールに従っていると考えて差しつかえあるまい。

(二) 十箇郷

三国七郡の「御封田」が荘園化し、「十箇郷三箇荘」と呼ばれるようになる。この十箇郷も、八幡宮膝下の宇佐郡から書き始められる。すなわち、「内封四郷」と称される封戸・向野・高家・辛島(含萬原)に続いて、「国東郡御封」と呼ばれる来縄・安岐・武蔵の三郷、続いて下毛郡二郷、上毛郡の順となっている。

「内封四郷」の順は、「和名抄」の野麻・酒井・葛原・封戸・向野・広山・垣田・高家・深見・辛島の傍点を付した郷の順序と同様である。

次に国東郡の来縄・安岐・武蔵三郷の記載順は、「御封田」の項でみた安岐・武蔵・来縄の順や、「和名抄」の順序とも異なる。この順序を逆にした場合に合致するが弘安八年(二二八五)の「豊後国凶田帳(注進状も含む)」の記載順である。「凶田帳」は、武蔵・安岐・来縄・田染・伊美・国東の順になっており、上記三者の逆まわりが合致することになる。しかし、この順序も無秩序としかいえないようがない。

いまひとつ考えられるのが起請御封田の数がある。来縄郷六八町、安岐郷六二町七反余、武蔵郷三二町二反余がそれぞれであるが、豊前国宇佐郷や下毛郡との整合性がなく採用しがたい。

下毛郡の大家・野仲両郷は、「和名抄」郷の山国・大家・麻生・野仲・諫山・六石・小楠の順になっている。最後に示されるのが上毛郡であるが、郷との関係は不明瞭である。

以上、十箇郷の記載順は八幡宮との関係の重要度の濃いグループ順になっており、しかも、「和名抄」郷の順に従うことを主眼としているように思われる。ただ「国東郡御封」の三郷の順序は、「和名抄」「豊後国因田帳」の郷の順序とともに検討の余地がある。

(三) 本御庄十八箇所

この場合も当然豊前国から書きおこされる。順に示せば、①宇佐郡新開庄、②築城郡角田庄、③仲津郡津隈庄、④企救郡貫庄、⑤企救郡到津庄、⑥田河郡勾金庄となる。

二番目が豊後国で①国東郡田染庄、②速見郡石垣庄となつてゐる。両国とも「延喜民部式」の郡の建制順の逆まわりとなつてゐる。

三番目に筑前国の①嘉摩郡綱別庄、②穂浪郡椿庄が建制順に示され、筑後国も①生葉郡小家庄、②生葉郡守部庄(又は御井郡守部庄)、③山門郡小河庄、肥前国も①三根郡米多庄、②小城郡赤自庄、③小城郡大楊庄、④杵島郡大町庄と、「延喜民部式」の郡の建制順に従つて示されている。

四 国々散在常見名田

常見名田の場合も豊前国から書きおこされる。記載順に郡名を示せば、上毛・下毛・宇佐・築城・規矩・京都・田河の順である。

この順序は、これまでに示したルールと合致しないが、内容を検討すればやはり一定のルールが見出せる。すなわち、最初の三郡は、「御封田」「十箇郷三箇庄」「本郷庄十八箇所」の神領を除いた残りを「常見名田何々郡」と称したもので、築城

郡以下とは内容的に異なっているのである。「郡荘」という言葉を援用するならば「郡名」とも呼ぶべき性質のものである。順序は建制順である。

築城郡以下は、建制順を逆に築城・仲津・京都・企救・田河とたどるかのようであるが、記載は築城・規矩・京都・田河と混乱している。

「大鏡」は、以上の御炊殿造営料所に続いて、仏聖灯油料所等としての常見名田を記すが、この場合も宇佐郡から書き出す。国の記載順は、豊前・豊後・筑前・肥前・筑後・肥後・日向となっている。二豊を除けば、前・後・奥の順と、建制順は無視している。

次に、各国内の常見名の表示の仕方を見ると、豊前国の場合は宇佐郡高家・辛嶋両郷内平田別符の例のように郡まで表示するが、豊後国の場合は、最後の「日田郡五箇所」を除き郡名表示をせず、名称だけを記す。肥前国の場合は、名称だけのものと郡名を冠したものが混在する。筑後・肥後両国も同じである。日向国の場合は郡ごとにとまとめられる。

郡を確定してみると、一見無秩序のようにみえる場合でも、一定のルールが存在することが判明する。まず、豊前国からみよう。

上毛・下毛・宇佐三郡は、郡という名称がつく集団であること。次に記される築城郡の内容は、大野郷・桑田郷という「和名抄」郷が対象となっていること。次の規矩郡の対象は横代別符であること。続く京都郡の対象は「和名抄」郷でない南郷・喜多郷であること。最後の田河郡の場合も、鏡山有吉、桑原有吉、柿原乙丸、矩怡元松、虫生稲光とあり、荘園公領制下の徴税単位の名称がついていないこと、などに区分することができる。

つまり、豊前国内に存在する御炊殿造営料所である常見名は、郡・郷・別符・地名だけという順に記載されていることが判明し、郡の建制順は二義的になっていることが分かる。

次に、仏聖灯油料所等としての常見名田の場合も、まず豊前国宇佐郡内の平田別符・江嶋別符から書き始められ、規矩郡長

野庄、築城郡桑田郷内伝法寺等六か所があげられている。この場合も前述と同じ記載順である。

続いて豊後国の常見名田が記載されるが、最後の日田郡五箇所の表示を除いて郡名の表示はない。順に、朝見郷・田原別符・大田原別符・櫛来別符・勾別符・舟生津留・勝津留・日田郡五箇所(三尾田・竹田村・田嶋別符・今泉・石井別符)となっている。

この場合も、郷・別符・地名のみの順になっていることが判明する。単に郡の建制順を逆まわりしたとすれば、朝見郷(遠見郡は田原別符・大田原別符・櫛来別符(以上国東郡)の次にこななければならないことになり否定される。

筑前国の場合、綱別新庄と呼ばれる嘉摩郡宮吉名、椿新庄と呼ばれる穂浪郡宮吉名を筆頭に、野津手浦、府中宇佐町の順になっている。豊前・豊後両国と同じパターンである。

肥前国の場合は、諸田六〇町、光納三八町五反余、例名一七二町五反からなる小城東西から書き出される。面積からすれば小城郡の大半を占めるかと思われる広さである。続いて七七町五反余の小城郡伴部郷、神崎東、基肄郡重枝名、三根西郷下毛藪、同伊佐早村、高来郡油山十二箇所、高来別符・村田別符・豆津別符・光納預の順となっている。

高来別符以前の記載順は、二豊・筑前と同じパターンであるが、高来別符以降が続いて記載されている方法は、記載順を否定するもので判断に苦しむ。宇治浦・上妻郡三深庄・三毛郡本庄益永、小広田と続く筑後国の場合も、同様に判断に苦しむ。肥後国の場合は、玉名郡伊倉別符、山香南郷石原別符とあり、日向国の場合は臼杵郡臼杵庄、臼杵庄内岡富別符、富田庄、児湯郡宮崎庄・渡別府・竹崎別符、村角別符、諸縣郡諸縣庄、浮田庄、柏原別符・長峯別符・細江別符、那珂郡那珂庄・田嶋庄、荏生野別符・新名爪別符・大墓別符と順次記載され、最後に長井浮免・収納使分名田の説明がある。共に、荘園公領制下の徴税単位の大きい順になっている。

五 豊後国舟生津留島

常見名田の各国における記載ルールは、豊前・豊後両国に限っては郡・郷・荘・別符・村などの荘園公領制下の徴税単位の

大ききの順になつていふと考へて差支えないであらう。

問題の「舟生津留島」に焦点をあてる前に、まず表示されている郷や別符の所屬する郡を確定しておくことにする。

① 朝見郷

『続日本紀』宝龜三年(七七二)十月十日条に、「豊後国速見郡敵見郷」がみえ、「和名抄」には速見郡は速見・八坂・由布・大神・山香からなるとする。さらに、弘安八年(一二八五)の「豊後国田帳」速見郡条に、石垣庄・別符・速見郷・竈門庄等とみえることから、速見郡所屬は明確である。「宇佐宮領并土肥一王丸」とある。

② 田原別符

「豊後国田帳」国東郡の条にみえる「田原郷」が、田原別符の後身であらうとされる。総面積六十町で宇佐宮領とあることから、間違ひなからう。

③ 大田原別符

「豊後国田帳」国東郡の条に「大田原別符十五町 地頭小田原次郎重直法名道仏」とある。

④ 櫛来別符

「豊後国田帳」国東郡の条に、「櫛来浦十五町 地頭職大炊判官次郎親元」とあり、「豊後国田代注進状案」には、宇佐宮領との記述もみえる。

⑤ 勾別符

「大鏡」勾別符の説明文中に、「在豊後国津守郷勾別符」とある。津守郷は「和名抄」では大分郡となつてゐる。「豊後国田帳」では、大分郡の条に「勾保…」とある。

⑥ 舟生津留島地

「大鏡」には、「一件津留者、待從中納言御家領也、而寛仁三年、且公家御祈禱、且私祈禱祈、於御宝前始行理趣分所、

彼新所被奉寄也」とあるだけで、所在地比定の手がかりは何もない。

⑦ 勝津留島

「大鏡」勝津留の説明文中、「令占荏隈・笠和・淵田三箇所境之日……」とある。荏隈・笠和は「和名抄」によって大分郡所屬が明白であること、淵田は判太の誤写であると考えられることから、大分郡であることは明白である。

⑧ 日田郡五箇所(三尾太・竹田村・田嶋別符・今泉・石井別符)

「大鏡」に日田郡と明示されていること、「豊後国田帳」日田郡の条にも、「竹田別符・田嶋・由布・石井・今泉」が明示されている。

以上、記載の順序は、郷・別符・地名のみの順になっており、その所屬する郡は速見・国東・大分・不明・大分・日田となっている。このうち、別符は国東と大分の二郡に存在し、その記載順は郡の建制順を逆に回っている。別符グループの次にあげられている地名のみのグループの記載順も、別符グループと同様に考えれば、「不明」の舟生津留には国東・速見・大分三郡のどれかに所屬する可能性を考えねばならない。

つまり、大分郡勾別符と大分郡勝津留の間に書かれている「舟生津留」を、即大分郡と比定するには危険性が大きいといえるのである。例えば山香郷内の舟尾も訓みだけからすれば「フナヲ」「フネヲ」となり「ブネウ」と極めて近似する。しかし、山香郷が弥勒寺領であることから山香郷舟尾説は採用しがたいことになるように、なお今後の研究がまたれるところである。